

○ 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（上場会社等の機関決定に係る重要事実の軽微基準）</p> <p>第四十九条 法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 法第六十六条第二項第一号チに掲げる事項 株式交換完全親会社（会社法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社をいう。）となる会社にあつて、次に掲げるもののいずれかに該当すること。</p> <p>イ 株式交換完全子会社（会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社をいう。）となる会社（子会社（法第六十六条第五項に規定する子会社をいう。以下この条、第五十二条及び第五十三条において同じ。）を除く。以下この号において同じ。）の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額が会社（特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団）の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であり、かつ、当該株式交換完全子会社となる会社の最近事業年度の売上高が会社（特定上場会社</p> | <p>（上場会社等の機関決定に係る重要事実の軽微基準）</p> <p>第四十九条 法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 法第六十六条第二項第一号チに掲げる事項 株式交換完全親会社（会社法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社をいう。）となる会社にあつて、次に掲げるもののいずれかに該当すること。</p> <p>イ 株式交換完全子会社（会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社をいう。）となる会社（子会社（法第六十六条第五項に規定する子会社をいう。以下この条、第五十二条及び第五十三条において同じ。）を除く。以下この号において同じ。）の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額が会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であり、かつ、当該株式交換完全子会社となる会社の最近事業年度の売上高が会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満である場合において、当該株</p> |

等である場合にあっては、会社の属する企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満である場合において、当該株式交換完全子会社となる会社との間で行う株式交換

ロ (略)

六 法第六十六条第二項第一号又に掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 合併による会社(協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。イにおいて同じ。)の資産の増加額が当該会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該合併の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該合併による当該会社の売上高の増加額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ (略)

七 法第六十六条第二項第一号ルに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 会社の分割により事業の全部又は一部を承継させる場合であつて、最近事業年度の末日における当該分割に係る資産の帳簿価額が当該会社(特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団。以下イにおいて同じ。)の同日における純資産額の百分の三十未満であり、かつ、当該分割の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当

式交換完全子会社となる会社との間で行う株式交換

ロ (略)

六 法第六十六条第二項第一号又に掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 合併による資産の増加額が最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該合併の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該合併による売上高の増加額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ (略)

七 法第六十六条第二項第一号ルに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 会社の分割により事業の全部又は一部を承継させる場合であつて、最近事業年度の末日における当該分割に係る資産の帳簿価額が同日における純資産額の百分の三十未満であり、かつ、当該分割の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該分割による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれる

該分割による当該会社の売上高の減少額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 会社の分割により事業の全部又は一部を承継する場合であつて、当該分割による当該会社（特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団。以下ロにおいて同じ。）の資産の増加額が当該会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該分割の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該分割による当該会社の売上高の増加額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

八 法第六十六条第二項第一号ヲに掲げる事項 次に掲げるものいずれかに該当すること。

イ 事業の全部又は一部を譲渡する場合であつて、最近事業年度の末日における当該事業の譲渡に係る資産の帳簿価額が会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。イにおいて同じ。）の同日における純資産額の百分の三十未満であり、かつ、当該事業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲渡による当該会社の売上高の減少額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

こと。

ロ 会社の分割により事業の全部又は一部を承継する場合であつて、当該分割による資産の増加額が最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該分割の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該分割による売上高の増加額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

八 法第六十六条第二項第一号ヲに掲げる事項 次に掲げるものいずれかに該当すること。

イ 事業の全部又は一部を譲渡する場合であつて、最近事業年度の末日における当該事業の譲渡に係る資産の帳簿価額が同日における純資産額の百分の三十未満であり、かつ、当該事業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲渡による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 事業の全部又は一部を譲り受ける場合であつて、当該事業の譲受けによる会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団とする。ロにおいて同じ。）の資産の増加額が当該会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該事業の譲受けの予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲受けによる当該会社の売上高の増加額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ハ (略)

九 法第六十六条第二項第一号カに掲げる事項 新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団とする。以下この号において同じ。）の売上高の増加額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が当該会社の最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

十 令第二十八条第一号に掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

ロ 事業の全部又は一部を譲り受ける場合であつて、当該事業の譲受けによる資産の増加額が最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該事業の譲受けの予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲受けによる売上高の増加額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ハ (略)

九 法第六十六条第二項第一号カに掲げる事項 新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による売上高の増加額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

十 令第二十八条第一号に掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 業務上の提携を行う場合にあっては、当該業務上の提携の予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携による会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。）の売上高の増加額が当該会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。）の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(1)から(3)までに掲げる場合においては、当該(1)から(3)までに定めるものに該当すること。

(1) 業務上の提携により相手方の会社（協同組織金融機関を含む。(1)及び(2)において同じ。)の株式（優先出資を含む。(1)及び(2)において同じ。)又は持分を新たに取得する場合、新たに取得する当該相手方の会社の株式又は持分の取得価額が会社（特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団）の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少くない金額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

(2) (略)

(3) 業務上の提携により他の会社（協同組織金融機関を含む。

(3)において同じ。)と共同して新会社を設立する場合（当該新会社の設立が子会社の設立に該当する場合を除く。）新会社の設立の予定日から三年以内に開始する当該新会社の各

イ 業務上の提携を行う場合にあっては、当該業務上の提携の予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携による売上高の増加額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(1)から(3)までに掲げる場合においては、当該(1)から(3)までに定めるものに該当すること。

(1) 業務上の提携により相手方の会社（協同組織金融機関を含む。(1)及び(2)において同じ。)の株式（優先出資を含む。(1)及び(2)において同じ。)又は持分を新たに取得する場合、新たに取得する当該相手方の会社の株式又は持分の取得価額が会社の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少くない金額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

(2) (略)

(3) 業務上の提携により他の会社（協同組織金融機関を含む。

(3)において同じ。)と共同して新会社を設立する場合（当該新会社の設立が子会社の設立に該当する場合を除く。）新会社の設立の予定日から三年以内に開始する当該新会社の各

事業年度の末日における総資産の帳簿価額に新会社設立時の出資比率（所有する株式の数又は持分の価額を発行済株式の総数又は出資の総額で除して得た数値をいう。以下この条において同じ。）を乗じて得たものがいずれも会社（特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団。以下(3)において同じ。）の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新会社の当該各事業年度における売上高に出資比率を乗じて得たものがいずれも当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 業務上の提携の解消を行う場合にあつては、当該業務上の提携の解消の予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携の解消による会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団とする。）の売上高の減少額が当該会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団とする。）の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(1)から(3)までに掲げる場合においては、当該(1)から(3)までに定めるものに該当すること。

(1) 業務上の提携により相手方の会社（協同組織金融機関を含む。(1)及び(2)において同じ。）の株式（優先出資を含む。(1)及び(2)において同じ。）又は持分を取得している場合 取得

事業年度の末日における総資産の帳簿価額に新会社設立時の出資比率（所有する株式の数又は持分の価額を発行済株式の総数又は出資の総額で除して得た数値をいう。以下この条において同じ。）を乗じて得たものがいずれも会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新会社の当該各事業年度における売上高に出資比率を乗じて得たものがいずれも会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 業務上の提携の解消を行う場合にあつては、当該業務上の提携の解消の予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携の解消による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(1)から(3)までに掲げる場合においては、当該(1)から(3)までに定めるものに該当すること。

(1) 業務上の提携により相手方の会社（協同組織金融機関を含む。(1)及び(2)において同じ。）の株式（優先出資を含む。(1)及び(2)において同じ。）又は持分を取得している場合 取得

している当該相手方の会社の株式又は持分の帳簿価額が会社
(特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業
集団)の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額
とのいずれか少くない金額の百分の十に相当する額未満で
あること。

(2) (略)

(3) 業務上の提携により他の会社(協同組織金融機関を含む)。

(3)において同じ。)と共同して新会社を設立している場合
新会社の最近事業年度の末日における当該新会社の総資産の
帳簿価額に出資比率を乗じて得たものが会社(特定上場会社
等である場合にあっては、会社の属する企業集団。以下(3)に
おいて同じ。)の最近事業年度の末日における純資産額の百
分の三十に相当する額未満であり、かつ、当該新会社の最近
事業年度の売上高に出資比率を乗じて得たものが当該会社の
最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であるこ
と。

十一 令第二十八条第二号に掲げる事項 次に掲げる子会社(令第
二十九条第八号に規定する特定の子会社(以下「連動子会社」と
いう。)を除く。)の異動を伴うものであること。

イ 子会社又は新たに子会社となる会社の最近事業年度の末日に
おける総資産の帳簿価額が会社(協同組織金融機関を含む、特
定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団と
する。)の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十

している当該相手方の会社の株式又は持分の帳簿価額が会社
の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのい
ずれか少くない金額の百分の十に相当する額未満であるこ
と。

(2) (略)

(3) 業務上の提携により他の会社(協同組織金融機関を含む)。

(3)において同じ。)と共同して新会社を設立している場合
新会社の最近事業年度の末日における当該新会社の総資産の
帳簿価額に出資比率を乗じて得たものが会社の最近事業年度
の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であ
り、かつ、当該新会社の最近事業年度の売上高に出資比率を
乗じて得たものが会社の最近事業年度の売上高の百分の十に
相当する額未満であること。

十一 令第二十八条第二号に掲げる事項 次に掲げる子会社(令第
二十九条第八号に規定する特定の子会社(以下「連動子会社」と
いう。)を除く。)の異動を伴うものであること。

イ 子会社又は新たに子会社となる会社の最近事業年度の末日に
おける総資産の帳簿価額が会社(協同組織金融機関を含む。)の
最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当す
る額未満であり、かつ、当該子会社又は新たに子会社となる会

に相当する額未満であり、かつ、当該子会社又は新たに子会社となる会社の最近事業年度の売上高が会社（協同組織金融機関を含む、特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団とする。）の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満である子会社

ロ 新たに設立する子会社の設立の予定日から三年以内に開始する当該子会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額がいずれも会社（協同組織金融機関を含む、特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団とする。ロにおいて同じ。）の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該各事業年度における売上高がいずれも当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれる子会社

十二 令第二十八条第三号に掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 固定資産を譲渡する場合にあつては、会社（協同組織金融機関を含む、特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団とする。以下この号において同じ。）の最近事業年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が当該会社の同日における純資産額の百分の三十未満であること。

ロ (略)

十三 令第二十八条第四号に掲げる事項 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開

社の最近事業年度の売上高が会社（協同組織金融機関を含む。）の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満である子会社

ロ 新たに設立する子会社の設立の予定日から三年以内に開始する当該子会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額がいずれも会社（協同組織金融機関を含む。ロにおいて同じ。）の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該各事業年度における売上高がいずれも会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれる子会社

十二 令第二十八条第三号に掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 固定資産を譲渡する場合にあつては、会社（協同組織金融機関を含む。ロにおいて同じ。）の最近事業年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が同日における純資産額の百分の三十未満であること。

ロ (略)

十三 令第二十八条第四号に掲げる事項 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開

始する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による会社
(協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合)にあって
は、会社の属する企業集団とする。以下この号において同じ。)の
売上高の減少額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十
に相当する額未満であると見込まれること。

十四 令第二十八条第九号に掲げる事項 新たな事業の開始(新商
品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。以下この号並び
に第五十二条第一項第十一号及び第二項第十一号において同じ。
)の予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各
事業年度においていずれも当該新たな事業の開始による会社(協
同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合)にあっては、
会社の属する企業集団とする。以下この号において同じ。)の売
上高の増加額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相
当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな事業の開始の
ために特別に支出する額の合計額が当該会社の最近事業年度の末
日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であ
ると見込まれること。

2 | 前項、次条及び第五十一条の「特定上場会社等」とは、その法第
二十四条第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の
規定により提出した同項の有価証券報告書(法第二十五条第一項(法
第二十七条において準用する場合を含む。))の規定により公衆の
縦覧に供されているものに限る。)のうち、直近のものに含まれる
最近事業年度の損益計算書において、関係会社(財務諸表等規則第

始する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による売上
高の減少額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満
であると見込まれること。

十四 令第二十八条第九号に掲げる事項 新たな事業の開始(新商
品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。以下この号並び
に第五十二条第一項第十一号及び第二項第十一号において同じ。
)の予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各
事業年度においていずれも当該新たな事業の開始による売上高の
増加額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であ
ると見込まれ、かつ、当該新たな事業の開始のために特別に支出
する額の合計額が最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価
額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

(新設)

八条第八項に規定する関係会社をいう。) に対する売上高(製品売上高及び商品売上高を除く。)が売上高の総額の百分の八十以上である上場会社等をいう。

(上場会社等に発生した事実に係る重要事実の軽微基準)

第五十条 法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第二号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一 法第六十六条第二項第二号イに掲げる事実 災害若しくは業務に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が会社(協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団とする。)の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三に相当する額未満であると見込まれること。

二 (略)

三 令第二十八条の二第一号に掲げる事実 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 訴えが提起されたことにあつては、訴訟の目的の価額が会社(協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団とする。以下この号において同じ。)の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十五に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ち

(上場会社等に発生した事実に係る重要事実の軽微基準)

第五十条 法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第二号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一 法第六十六条第二項第二号イに掲げる事実 災害若しくは業務に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が最近事業年度の末日における純資産額の百分の三に相当する額未満であると見込まれること。

二 (略)

三 令第二十八条の二第一号に掲げる事実 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 訴えが提起されたことにあつては、訴訟の目的の価額が最近事業年度の末日における純資産額の百分の十五に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度

に訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該敗訴による当該会社の売上高の減少額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 訴えについて判決があつたこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（ロにおいて「判決等」という。）にあつては、イに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等の場合又はイに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であつて、当該判決等により会社の給付する財産の額が当該会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該判決等の日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該判決等による当該会社の売上高の減少額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

四 令第二十八条の二第二号に掲げる事実 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 仮処分命令の申立てがなされたことにあつては、当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該仮処分命令による会

においていずれも当該敗訴による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 訴えについて判決があつたこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（ロにおいて「判決等」という。）にあつては、イに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等の場合又はイに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であつて、当該判決等により会社（協同組織金融機関を含む。）の給付する財産の額が最近事業年度の末日における純資産額の百分の三に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該判決等の日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該判決等による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

四 令第二十八条の二第二号に掲げる事実 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 仮処分命令の申立てがなされたことにあつては、当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該仮処分命令による売

社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。以下この号において同じ。）の売上高の減少額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 仮処分命令の申立てについての裁判があつたこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（ロにおいて「裁判等」という。）にあつては、当該裁判等の日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該裁判等による会社の売上高の減少額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

五 令第二十八条の二第三号に掲げる事実 法令に基づく処分を受けた日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該処分による会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。以下この号において同じ。）の売上高の減少額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

六 令第二十八条の二第八号に掲げる事実 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について債務の不履行のおそれのある額が会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。）の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三に相当する額未満であると見込まれるこ

上高の減少額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 仮処分命令の申立てについての裁判があつたこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（ロにおいて「裁判等」という。）にあつては、当該裁判等の日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該裁判等による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

五 令第二十八条の二第三号に掲げる事実 法令に基づく処分を受けた日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該処分による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

六 令第二十八条の二第八号に掲げる事実 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について債務の不履行のおそれのある額が最近事業年度の末日における純資産額の百分の三に相当する額未満であると見込まれること。

と。

七 令第二十八条の二第九号に掲げる事実 主要取引先（同号に規定する主要取引先をいう。第五十三条第一項第六号及び同条第二項第六号において同じ。）との取引の停止の日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該取引の停止による会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団とする。以下この号において同じ。）の売上高の減少額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

八 令第二十八条の二第十号に掲げる事実 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額が会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団とする。）の最近事業年度の末日における債務の総額の百分の十に相当する額未満であること。

九 令第二十八条の二第十一号に掲げる事実 発見された資源の採掘又は採取を開始する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該資源を利用する事業による会社（特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団）以下この号において同じ。）の売上高の増加額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

十 (略)

七 令第二十八条の二第九号に掲げる事実 主要取引先（同号に規定する主要取引先をいう。第五十三条第一項第六号及び同条第二項第六号において同じ。）との取引の停止の日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該取引の停止による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

八 令第二十八条の二第十号に掲げる事実 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額が最近事業年度の末日における債務の総額の百分の十に相当する額未満であること。

九 令第二十八条の二第十一号に掲げる事実 発見された資源の採掘又は採取を開始する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該資源を利用する事業による売上高の増加額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

十 (略)

(重要事実となる当該上場会社等の売上高等の予想値等)

第五十一条 法第百六十六条第二項第三号に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準のうち当該上場会社等の売上高等(同号に規定する売上高等をいう。以下この条において同じ。)若しくは配当又は当該上場会社等の属する企業集団の売上高等に係るものについては、次の各号(当該上場会社等が特定上場会社等である場合の当該上場会社等の売上高等については第一号から第三号までを除き、当該上場会社等の属する企業集団の売上高等については第四号を除く。)に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に掲げることとする。

一〜四 (略)

(子会社の機関決定に係る重要事実の軽微基準)

第五十二条 法第百六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第五号に掲げる事項に係るもの(次項に規定する場合を除く。)は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一〜五の二 (略)

六 法第百六十六条第二項第五号トに掲げる事項 新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による当該上場会社等の属する企業集団の売

(重要事実となる当該上場会社等の売上高等の予想値等)

第五十一条 法第百六十六条第二項第三号に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準のうち当該上場会社等の売上高等(同号に規定する売上高等をいう。以下この条において同じ。)若しくは配当又は当該上場会社等の属する企業集団の売上高等に係るものについては、次の各号(当該上場会社等の属する企業集団の売上高等については、第四号を除く。)に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に掲げることとする。

一〜四 (略)

(子会社の機関決定に係る重要事実の軽微基準)

第五十二条 法第百六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第五号に掲げる事項に係るもの(次項に規定する場合を除く。)は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一〜五の二 (略)

六 法第百六十六条第二項第五号トに掲げる事項 新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による売上高の増加額が当該上場会社等の属

上高の増加額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が当該企業集団の最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

七 令第二十九条第一号に掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 業務上の提携を行う場合にあつては、当該業務上の提携の予定日の属する当該上場会社等の属する企業集団の事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携による当該企業集団の売上高の増加額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(1)から(3)までに掲げる場合においては、当該(1)から(3)までに定めるものに該当すること。

(1) (略)

(2) 業務上の提携により相手方に株式を新たに取得される場合新たに当該相手方に取得される株式の取得価額が当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少なくない金額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

(3) (略)

ロ 業務上の提携の解消を行う場合にあつては、当該業務上の提携の解消の予定日の属する当該上場会社等の属する企業集団の

する企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が当該企業集団の最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

七 令第二十九条第一号に掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 業務上の提携を行う場合にあつては、当該業務上の提携の予定日の属する当該上場会社等の属する企業集団の事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携による当該企業集団の売上高の増加額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(1)から(3)までに掲げる場合においては、当該(1)から(3)までに定めるものに該当すること。

(1) (略)

(2) 業務上の提携により相手方に株式を新たに取得される場合新たに当該相手方に取得される株式の数が当該子会社の最近事業年度の末日における発行済株式（発行済優先出資を含む。）の総数の百分の五以下であると見込まれること。

(3) (略)

ロ 業務上の提携の解消を行う場合にあつては、当該業務上の提携の解消の予定日の属する当該上場会社等の属する企業集団の

事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度において
いづれも当該業務上の提携の解消による当該企業集団の売上高
の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に
相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(1)から(3)までに
掲げる場合においては、当該(1)から(3)までに定めるものに該当
すること。

(1) (略)

(2) 業務上の提携により相手方に株式を取得されている場合

当該相手方に取得されている株式の相手方の取得価額が当該
上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の末日における
純資産額と資本金の額とのいづれか少なくとも金額の百分の
十に相当する額未満であること。

(3) (略)

八・九 (略)

十 令第二十九条第四号に掲げる事項 事業の全部又は一部の休止
又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始
する各事業年度においていづれも当該休止又は廃止による当該上
場会社等の属する企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最
近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込ま
れること。

十一 令第二十九条第六号に掲げる事項 新たな事業の開始の予定
日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度
においていづれも当該新たな事業の開始による当該上場会社等の

事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度において
いづれも当該業務上の提携の解消による当該企業集団の売上高
の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に
相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(1)から(3)までに
掲げる場合においては、当該(1)から(3)までに定めるものに該当
すること。

(1) (略)

(2) 業務上の提携により相手方に株式を取得されている場合

当該相手方に取得されている株式の数が当該子会社の最近事
業年度の末日における発行済株式(発行済優先出資を含む)
()の総数の百分の五以下であること。

(3) (略)

八・九 (略)

十 令第二十九条第四号に掲げる事項 事業の全部又は一部の休止
又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始
する各事業年度においていづれも当該休止又は廃止による売上高
の減少額が当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の売
上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

十一 令第二十九条第六号に掲げる事項 新たな事業の開始の予定
日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度
においていづれも当該新たな事業の開始による売上高の増加額が

属する企業集団の売上高の増加額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな事業の開始のために特別に支出する額の合計額が当該企業集団の最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

十二 (略)

2 (略)

(子会社に発生した事実に係る重要事実の軽微基準)

第五十三条 法第六十六條第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第六号に掲げる事実に係るもの(次項に規定する場合を除く。)は、次の各号に掲げる事実の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一 (略)

二 令第二十九條の二第一号に掲げる事実 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 訴えが提起されたことにあつては、訴訟の目的の価額が当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十五に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該敗訴による当該企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事

当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな事業の開始のために特別に支出する額の合計額が当該企業集団の最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

十二 (略)

2 (略)

(子会社に発生した事実に係る重要事実の軽微基準)

第五十三条 法第六十六條第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第六号に掲げる事実に係るもの(次項に規定する場合を除く。)は、次の各号に掲げる事実の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一 (略)

二 令第二十九條の二第一号に掲げる事実 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 訴えが提起されたことにあつては、訴訟の目的の価額が当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十五に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該敗訴による売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高

業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（ロにおいて「判決等」という。）にあつては、イに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等の場合又はイに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であつて、当該判決等により当該子会社（協同組織金融機関を含む。）の給付する財産の額が当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該判決等の日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該判決等による当該企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

三 令第二十九条の二第二号に掲げる事実 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 仮処分命令の申立てがなされたことにあつては、当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該仮処分命令による当該上場会社等の属する企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満である

の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（ロにおいて「判決等」という。）にあつては、イに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等の場合又はイに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であつて、当該判決等により当該子会社（協同組織金融機関を含む。）の給付する財産の額が当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該判決等の日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該判決等による売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

三 令第二十九条の二第二号に掲げる事実 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 仮処分命令の申立てがなされたことにあつては、当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該仮処分命令による売上高の減少額が当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれるこ

と見込まれること。

ロ 仮処分命令の申立てについての裁判があつたこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（ロにおいて「裁判等」という。）にあつては、当該裁判等の日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該裁判等による当該上場会社等の属する企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

四 令第二十九条の二第三号に掲げる事実 法令に基づく処分を受けた日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該処分による当該上場会社等の属する企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

五 (略)

六 令第二十九条の二第八号に掲げる事実 主要取引先との取引の停止の日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該取引の停止による当該上場会社等の属する企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

七 (略)

八 令第二十九条の二第十号に掲げる事実 発見された資源の採掘又は採取を開始する事業年度開始の日から三年以内に開始する各

と。

ロ 仮処分命令の申立てについての裁判があつたこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（ロにおいて「裁判等」という。）にあつては、当該裁判等の日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該裁判等による売上高の減少額が当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

四 令第二十九条の二第三号に掲げる事実 法令に基づく処分を受けた日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該処分による売上高の減少額が当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

五 (略)

六 令第二十九条の二第八号に掲げる事実 主要取引先との取引の停止の日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該取引の停止による売上高の減少額が当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

七 (略)

八 令第二十九条の二第十号に掲げる事実 発見された資源の採掘又は採取を開始する事業年度開始の日から三年以内に開始する各

事業年度においていづれも当該資源を利用する事業による当該上場会社等の属する企業集団の売上高の増加額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

2
(略)

(重要事実等又は公開買付け等事実の公衆縦覧)

第五十六条 令第三十条第一項第二号から第五号までに規定する重要事実等(同項第一号に規定する重要事実等をいう。以下この条において同じ。)又は公開買付け等事実(同項第一号に規定する公開買付け等事実をいう。以下この条において同じ。)の通知を受けた金融商品取引所(当該重要事実等又は公開買付け等事実の通知を受けた者が認可金融商品取引業協会の場合にあつては、当該認可金融商品取引業協会。以下この条において同じ。)は、電磁的方法により、当該通知を受けた重要事実等又は公開買付け等事実を公衆の縦覧に供するものとする。

2
2 4 (略)

(合併等に係る特定有価証券等又は株券等の特に低い割合)

第五十八条の二 法第六十六条第六項第八号及び第六十七条第五項第八号に規定する内閣府令で定める割合は、百分の二十とする。

(重要事実に係る規制の適用除外)

事業年度においていづれも当該資源を利用する事業による売上高の増加額が当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

2
(略)

(重要事実等又は公開買付け等事実の公衆縦覧)

第五十六条 令第三十条第一項第二号又は第三号に規定する重要事実等(同項第一号に規定する重要事実等をいう。以下この条において同じ。)又は公開買付け等事実(同項第二号に規定する公開買付け等事実をいう。以下この条において同じ。)の通知を受けた金融商品取引所(当該重要事実等又は公開買付け等事実の通知を受けた者が認可金融商品取引業協会の場合にあつては、当該認可金融商品取引業協会。以下この条において同じ。)は、電磁的方法により、当該通知を受けた重要事実等又は公開買付け等事実を公衆の縦覧に供するものとする。

2
2 4 (略)

(新設)

(重要事実に係る規制の適用除外)

第五十九条 法第六十六条第六項第十二号に規定する上場会社等に
係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結
された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する契約
の履行又は上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事
実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売
買等の計画の実行として売買等をする場合のうち内閣府令で定める
場合は、次に掲げる場合とする。

一 十三 (略)

2 4 (略)

(株券等に係る買付け等に準ずるもの)

第六十条 令第三十三条の三第七号に規定する内閣府令で定めるもの
は、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定めるものとする。
。

一 十六 (略)

(株券等に係る売付け等に準ずるもの)

第六十一条 令第三十三条の四第七号に規定する内閣府令で定めるもの
は、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定めるものとする。
。

一 十六 (略)

(公開買付け等に係る規制の適用除外)

第五十九条 法第六十六条第六項第八号に規定する上場会社等に係
る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結さ
れた当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する契約の
履行又は上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事実
を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売
買等の計画の実行として売買等をする場合のうち内閣府令で定める場
合は、次に掲げる場合とする。

一 十三 (略)

2 4 (略)

(株券等に係る買付け等に準ずるもの)

第六十条 令第三十三条の三第四号に規定する内閣府令で定めるもの
は、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定めるものとする。
。

一 十六 (略)

(株券等に係る売付け等に準ずるもの)

第六十一条 令第三十三条の四第四号に規定する内閣府令で定めるもの
は、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定めるものとする。
。

一 十六 (略)

(公開買付け等に係る規制の適用除外)

第六十三条 法第百六十七条第五項第十二号に規定する公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に締結された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等に関する契約の履行又は公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に決定された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等の計画の実行として買付け等又は売付け等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 十三 (略)

2 4 (略)

第六十三条 法第百六十七条第五項第八号に規定する公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に締結された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等に関する契約の履行又は公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に決定された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等の計画の実行として買付け等又は売付け等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 十三 (略)

2 4 (略)